

宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 新型コロナウイルス感染症(令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。)の拡大に伴う旅行の自粛等によって、県内宿泊事業者が大変厳しい経営状況に置かれていることから、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」等に基づく感染症対策や接触機会の減少に繋がる前向きな投資に要する施設の改築・改修、設備等の導入、消耗品の購入を行う県内宿泊事業者に対して、宿泊施設の規模に応じた導入経費及び購入経費等の支援を行うため、予算の範囲内で宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の号に定めるところによる。

- (1) 「宿泊事業者」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受け、県内の宿泊施設を経営する者(国、地方公共団体等を除く。)をいう。ただし、この者が営業する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設及びそれに類するものと知事が認める施設は除く。

(交付対象等)

第3 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助対象者、補助対象経費及び補助金の額等は、別表1のとおりとする。

- 2 知事は、感染拡大予防ガイドラインの策定日(令和2年5月14日)以降で交付決定前に締結されたリース契約については、この要綱で定める補助対象事業との同一性が予算書等によって確認が可能で、適正と認められる場合には、交付決定後に生じる月額費用等を補助金の交付対象とすることができる。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、提出期限は令和4年10月31日とする。

- 2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書、誓約書(様式第1号別紙1~2)
- (2) 直近1年間の決算書の写し(申請者が個人事業者の場合を除く)
- (3) 旅館業営業許可証の写し
- (4) 改修、設備、消耗品等を導入する宿泊施設の位置図(宿泊施設のパフレット等)
- (5) 改修、設備、消耗品等に要する経費が確認できる書類(見積書、明細書等)
- (6) 定款(法人の場合)
- (7) 法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部)、個人の場合は住民票抄本
- (8) 納税証明書(申請日までに納期が到来した全ての県税)
- (9) その他知事が必要と認める書類

- 3 申請者は、第1項の補助金交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による

地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(交付の決定)

第5 知事は、補助金交付申請の提出があったときは、その内容を審査し、これを適正と認めるときは規則第4条の規定により交付の決定を行い、当該申請者に通知する。

2 知事は、補助金の交付が適当でないとしたときは、その旨を申請者に通知する。

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更(軽微なものを除く。)をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 補助金交付決定額の10%以上の減額を伴う変更

ロ 補助事業の内容の重大な変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 知事は、第1号又は第2号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(状況報告)

第7 規則第10条の規定による報告は、様式第4号によるものとし、必要に応じ別途知事が指示するところにより提出するものとする。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告の様式は、様式第6号により提出するものとする。

2 前項の規定により様式第6号に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(様式第1号別紙1)

(2) 補助事業の実施が確認できる書類(契約書、納品書、請求書、領収書の写し等)

(3) 改修(事業実施前後)や設備(納品後)等の写真

(4) その他知事が必要と認める書類

3 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の1月31日のいずれか早い期日までに行うものとする。

4 補助事業者は、第4第4項ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

- 第9 この補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。その交付に係る請求書の様式は、様式第7号によるものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。
- 2 前項ただし書による補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、様式第8号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第10 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第9号により知事に報告するものとする。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分)

- 第11 補助事業者は、当該補助金の交付対象として取得した財産を善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。
- 一 不動産及びその従物
 - 二 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の改修や設備等
- 4 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ様式第5号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、第3項の承認をしようとする場合において、別表2に定める金額を県に納付させることができる。

(その他)

- 第12 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

別表1 補助事業，補助対象経費及び補助金の額(第3関係)

補助対象者	施設規模 (客室数)	補助対象上限経費	補助上限率	補助上限額
ホテル営業， 旅館営業，簡 易宿所等の許 可を得ている 宿泊事業者	10室未満	1,000千円	1/2	500千円
	10室以上 30室未満	2,000千円		1,000千円
	30室以上 50室未満	6,000千円		3,000千円
	50室以上	10,000千円		5,000千円
<p>備考</p> <p>(1) 県内に複数の宿泊施設を有する場合，施設毎に交付申請を提出することとする。</p> <p>(2) 補助下限額は設けない。(ただし，千円未満は切捨とする)</p>				

別表2 財産処分時の財産処分納付額(第11関係)

財産処分納付額	<p>1 有償譲渡に係る納付額は，処分制限財産に係る補助金額を上限として，譲渡額(ただし，当該譲渡額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において，その理由を合理的に説明することができないときは，残存簿価相当額又は鑑定評価額)に補助率(補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。)を乗じて得た額とする。</p> <p>2 転用，無償譲渡，無償貸付け，交換，取壊し又は廃棄の場合の納付額は，残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし，鑑定評価を行う場合には，鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。</p> <p>3 担保に供する処分における担保権実行時の納付額は，1における有償譲渡の場合と同じ額とする。</p>
---------	--

様式第1号(第4関係)

宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

令和 年度において宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の内容及び補助事業に要する収支等
別紙1「事業計画書」のとおり
- 2 補助事業の完了予定年月日（支払い含む）
令和 年 月 日

○添付書類(各1部)

- (1) 事業計画書、誓約書（様式第1号別紙1～2）
- (2) 改修、設備、消耗品に要する経費が確認できる書類(見積書、明細書等)
- (3) 納税証明書（申請日までに納期が到来した全ての県税）の原本
- (4) 直近1年間の決算書の写し（申請者が個人事業者の場合を除く）
- (5) 旅館業営業許可証の写し
- (6) 改修、設備、消耗品を導入する宿泊施設の位置図（宿泊施設のパンフレット等）
- (7) 定款（法人の場合）
- (8) 法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部)の原本、個人の場合は住民票抄本の原本
- (9) その他知事が必要と認める書類

※上記添付書類(4)～(8)については、令和3年度に宿泊施設感染防止対策等支援事業補助金の交付決定を受けた施設が記載内容に変更がない状態で当該申請を行う場合に限り、同書類の添付を省略することができる。

事業計画書(実績書)

1 事業概要

施設名(住所)	(宮城県)		
客室数	室	完了予定日	令和 年 月 日
事業概要			
連絡先	【担当者名】	【TEL】	【E-mail】

2 収入

(単位:円)

区分	金額	区分	金額
県補助金		自己資金	
その他()		合計	

3 支出

(単位:円)

内容 (物品名, 数量等)	補助事業に 要する経費 (※1)	補助対象 経費(a) (※2)	申請額 (a)×1/2 (※3)
合計			

(※1)「補助事業に要する経費」とは, 事業者が事業を行うために必要な経費。(税込み)
 (※2)「補助対象経費」とは, 補助事業に要する経費のうち補助対象の経費。(税抜き)
 (※3)「合計申請額」は, 千円未満を切り捨てて記載すること。

令和 年 月 日

誓約書

宮城県知事 殿

所在地

団体名

代表者氏名

印

私は、宮城県宿泊施設感染症対策等強化事業補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(補助金の取り扱い)

- 1 補助金で整備予定の工事、設備、消耗品等については、他補助事業とは併用しません。
- 2 補助金で更新予定となっている旧設備等の財産処分については、次のいずれかに該当します。
 - (1) 他補助事業を活用して、整備したことはありません。
 - (2) 他補助事業を活用して整備しましたが、当該処分内容の承認を受けています。
- 3 事業内容や金額変更、完了時期の遅延が予想される時点で、速やかに県に相談します。
- 4 補助金交付要綱で定める期限まで実績報告が提出できない場合、補助金の交付が出来ない可能性があることを承諾します。
- 5 補助金で整備した財産は、補助金交付要綱第11に基づき、適切に財産管理処分を行います。

(暴力団の排除)

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団又は暴力団員等によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団又は暴力団員等の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (7) 暴力団員又は暴力団員等と密接な交友関係を有する者
- 2 上記1(1)から(7)までに掲げるものを下請契約の相手方にしません。
- 3 下請契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったときは、当該申請等を解除します。
- 4 自己又は下請契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、警察に通報します。

様式第2号(第6関係)

宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

令和 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定された宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業補助金について、事業の内容を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

○添付書類

- (1) 事業計画書(様式第1号-別紙1)
- (2) 改修, 設備, 消耗品等に要する経費の変更が確認できる書類(見積書, 明細書等)

(注) 変更に係る部分を2段書きにし, 変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第3号(第6関係)

宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

令和 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定された宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業補助金について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止の期間

様式第4号(第7関係)

宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業状況報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

令和 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定された宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業の実施状況について、補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

(注) 事業遂行の経過及び今後の見通しを簡明に記載すること。

2 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

様式第5号(第11関係)

宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

令和 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知のありました宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の理由
- 4 処分の方法(売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。)

様式第6号(第9関係)

宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業実績報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

令和 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定された宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業を実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 添付書類
- (1) 事業実績書(様式第1号別紙1)
 - (2) 補助事業の実施が確認できる書類(契約書, 納品書, 請求書, 領収書の写し等)
 - (3) 改修(事業実施前後)や設備(納品後)等の写真
 - (4) その他知事が必要と認める書類

様式第7号(第9関係)

宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業補助金請求書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

令和 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定された宮城県宿泊施設感
染防止対策等強化事業について、下記のとおり金 円を交付されたく請求します。

記

- | | | | |
|---|-------|------|---|
| 1 | 確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払額 | 金 | 円 |
| 3 | 精算請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 支払方法 | 口座振替 | |

(1) 金融機関名 _____

(2) 本店・支店(店舗名)の別 _____

(3) 当座・普通の別 _____

(4) 口座番号 _____

(5) 口座名義人カナ _____

様式第8号(第9関係)

宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

令和 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定された宮城県宿泊施設
感染防止対策等強化事業について、下記のとおり金 円を概算払によって交付され
たく請求します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既受領額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 残額 | 金 | 円 |
| 5 | 概算払を必要とする理由 | | |

6 支払方法 口座振替

(1) 金融機関名 _____

(2) 本店・支店(店舗名)の別 _____

(3) 当座・普通の別 _____

(4) 口座番号 _____

(5) 口座名義人カナ _____

様式第9号(第10関係)

宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業に係る消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

令和 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定された宮城県宿泊施設
感染防止対策等強化事業について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額(知事が確定通知書により通知した額)

金 円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 消費税額及び地方消費税額の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額(3-2)

金 円

(注)1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金に消費税及び地方消費税率を乗じた金額が消費税及び地方消費税に係
る仕入控除による減額等の対象額ではないので注意すること。